

八潮市生産緑地地区追加指定基準

平成31年3月15日市長決裁

1 (趣旨)

この基準は、八潮市における市街化区域内農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法(昭和49年法律第68号)に基づく生産緑地地区の指定について、必要な事項を定めるものとする。

2 (指定要件)

生産緑地地区に指定できる農地は、次に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- (2) 300㎡以上の規模の区域であること
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること
- (4) 指定する農地の利害関係人の同意が得られたものであること
- (5) 現に農業の用に供されており、今後も農地として継続していく土地であること
- (6) 道路等に接していること
- (7) 土地の境界が明確であること

3 (指定しない農地)

指定要件にかかわらず、次のいずれかに該当する農地については、生産緑地地区の指定を行わないものとする。

- (1) 商業地域又は近隣商業地域内に存するもの
- (2) 既に都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の認可又は承認が行われている道路、公園等の都市計画施設の区域と重複するもの
- (3) 原則として、土地登記簿の地目が農地でないもの
- (4) 農地が道路等と接する部分の長さが2m以上確保できないもの、又塀等により道路等側から農地を目視できないもの

4（地区の指定）

生産緑地地区の指定は、市が定めた期間までに追加指定を希望する農地の所有者に、生産緑地地区指定希望申出書及び同意書の提出を求め、審査の上、必要と認められるものについて行うものとする。

附則

- （１）この基準は、平成２３年２月１０日から施行する。
- （２）この基準の施行の際、現に指定を受けている農地については、この基準は、適用しない。
- （３）八潮市生産緑地地区の追加指定基準（平成１８年８月１１日市長決裁）は、廃止する。

附則（平成２５年３月５日市長決裁）

- （１）この基準は、平成２５年４月１日から施行する。
- （２）この基準の施行の際、現に指定を受けている農地については、この基準は、適用しない。

附則（平成３１年３月１５日市長決裁）

- （１）この基準は、平成３１年４月１日から施行する。
- （２）この基準の施行の際、現に指定を受けている農地については、この基準は、適用しない。